

令和3年広審第8号

裁 決

水上オートバイA同乗者負傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官西村勇二出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年8月30日14時12分

広島県入鹿鼻南方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 水上オートバイA

総 ト ン 数 0.2トン

登 録 長 3.08メートル

機関の種類 電気点火機関

出 力 183キロワット

3 事実の経過

(1) 設備等

Aは、令和元年6月に進水した最大搭載人員が船員1人及び旅客2人のFRP製水上オートバイで、操縦者が跨乗するフロントシートに連続してリアシートを備え、同シート後端に、水中から乗船する者やトーイングを行う際に後ろ向きに跨乗する監視者がつかまる、ハンドグリップが設けられていた。

そして、船体取扱説明書には、飲酒後に乗船しないこと、同乗者が確実に前側に跨乗した者につかまることなどが示されていた。

(2) a 受審人の経歴等

a 受審人は、平成23年8月現有免許を取得し、これまでに4艇の水上オートバイを乗り換えて遊走しており、同オートバイの操縦経験が豊富で、操縦性能はもとより、遊走中に同乗者が落水すれば負傷するおそれがあることを承知していた。

(3) 入鹿鼻付近の状況

入鹿鼻は、広島県能美島西部に位置し、同鼻南方約400メートルに長さ約500メートルの砂浜（以下「入鹿海岸」という。）が南北方向に延びていた。

(4) 本件発生に至る経緯

a 受審人は、Aに乗り組み、親族1人を乗せ、令和2年8月30日09時00分広島港第3区に所在のマリーナを発し、友人2人と待ち合わせていた入鹿海岸に向かった。

一方、友人2人は、自家用車で入鹿海岸に向かい、同海岸に到着してバーベキューを始め、うち1人が、09時00分頃から11時00分頃までの間にアルコール度数約5度のビール6杯及び焼酎の水割り3杯を飲み、酒気帯びの状態となっていた。

a 受審人は、広島湾を南下し、10時10分Aを畑港是長西防波堤灯台から327.5度（真方位，以下同じ。）1,190メートルの地点（以下「基点」という。）付近となる入鹿海岸に寄せ、友人と落ち合ってバーベキューに参加し、概ね食事を終えて沖合を見渡したところ、遊泳者を見掛けなかったため、友人1人が飲酒していることを知っていたものの、Aに友人2人を乗せて遊走することを思い付いた。

a 受審人は、飲酒した者を乗せて遊走すると、アルコールの影響で注意力を欠いたり、身体機能が低下するなどした同乗者が落水して負傷するおそれがあったが、慎重に操縦すれば支障ないと思い、飲酒した者を乗せた遊走を取りやめることなく、Aに乗り組み、飲酒した友人をリアシート後部に、他の1人を同前部にそれぞれ跨乗させ、当該同乗者に両手で操縦者を、飲酒した友人に片手で前側に跨乗した同乗者を、片手でハンドグリップをそれぞれつかませ、いずれも救命胴衣等を着用し、遊走の目的で、船首0.2メートル船尾0.3メートルの喫水をもって、13時55分基点を発進し、入鹿鼻南方沖合に向かった。

こうして、a 受審人は、14時11分半基点から161度200メートルの地点で、針路を315度に定め、毎時30.0キロメートルの速力（対地速力，以下同じ。）で進行した。

a 受審人は、14時12分僅か前基点から253度100メートルの地点で、右旋回を開始し、14時12分基点から261度90メートルの地点において、Aは、原速力で旋回中、飲酒した同乗者が体勢を崩して身体を船体に打ち付けたのち落水した。

当時、天候は晴れで風力1の西南西風が吹き、潮候はほぼ低潮時にあたり、海上は穏やかであった。

その結果、落水した同乗者が左第8ないし左第11肋骨骨折、背部打撲等を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件同乗者負傷は、入鹿鼻南方沖合において、遊走する際、飲酒した者を乗せて遊走したことによって発生したものである。

a 受審人は、入鹿鼻南方沖合において、遊走する場合、飲酒した者を乗せて遊走すると、アルコールの影響で注意力を欠いたり、身体機能が低下するなどした同乗者が落水して負傷するおそれがあったのだから、飲酒した者を乗せた遊走を取りやめるべき注意義務があった。しかし、同受審人は、慎重に操縦すれば支障ないと思い、飲酒した者を乗せた遊走を取りやめなかった職務上の過失により、飲酒した同乗者が体勢を崩して身体を船体に打ち付け、落水して負傷する事態を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年2月9日

広島地方海難審判所

審判長 審判官 永 木 俊 文

審判官 濱 田 真 人

審判官 岸 尾 光 一